

「緑樹苑指定第1号訪問サービス事業」重要事項説明書

1 事業所

- (1) 法人名 社会福祉法人 緑樹会
(2) 法人所在地 沖縄県沖縄市胡屋7丁目2番10号
(3) 電話番号 098-930-2525
(4) 代表者氏名 理事長 浜川 通
(5) 設立年月 昭和54年4月5日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 緑樹苑指定居宅サービス事業所
(2) 事業所の所在地 沖縄県沖縄市胡屋7丁目2番10号
(3) 電話番号 098-933-3280
(4) 管理者氏名 渡久地 一
(5) 指定年月日 平成27年4月1日
(6) 事業の目的

社会福祉法人緑樹会が開設する緑樹苑指定居宅サービス事業所が行う第1号訪問事業との適正な運営確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護予防サービスを提供することを目的とする。

(7) 事業所の運営方針

事業所の訪問介護員等は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

沖縄市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金
営業時間	AM8時30分～PM5時30分
定休日	土・日・1月1日～3日 天災時その他のやむを得ず業務を遂行できない日

4 職員の配置

当事業所では、ご利用者に対して第1号訪問サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)
- (2) サービス提供責任者 3名以上
- (3) 常勤訪問介護員 1名以上
- (4) 非常勤職員 5名以上

5 事業所が提供するサービス

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問して、食事や入浴など日常生活上の支援を行います。

利用者がご自分でできることは自分でやっていただき、できないことをホームヘルパーが手助けをして利用者と一緒に行います。

サービスの実施頻度は、介護予防プランにおいて、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、訪問介護計画において具体的な実施日・1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

【訪問型サービス（独自）】

対象者	支給区分	サービス利用回数	単位
事業対象者 要支援 1・2	週1回程度	1月の中で4回以下	244 単位/回
		1月の中で5回以上	1,076 単位/月
事業対象者 要支援 1・2	週2回程度	1月の中で8回以下	244 単位/回
		1月の中で9回以上	2,138 単位/月
事業対象者 (承認を受けた者) 要支援 2	週2回を 超える程度	1月の中で12回以下	244 単位/回
		1月の中で13回以上	3,392 単位/月
事業対象者 要支援 1・2	20分未満 訪問型サービス 短時間	1月の中で22回以下	152 単位/回

6 サービス利用料金及び支払い方法

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として個々の負担割合証に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

利用料等の支払いは、現金、又は銀行口座引き落とし、振り込みによりお支払いいただきます。

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1カ月あたり)	利 用 者 負 担 (1割)の場合
訪問型サービス (独自) I (1カ月につき)	月5回以上の訪問型サービス (独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	1 0 , 7 1 0 円	1 , 0 7 1 円
訪問型サービス (独自) II (1カ月につき)	月9回以上の訪問型サービス (独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	2 1 , 3 8 0 円	2 , 1 3 8 円
訪問型サービス (独自) III (1月につき)	月13回を超える程度の訪問型 サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援2)	3 3 , 9 2 0 円	3 , 3 9 2 円
20分未満 訪問型サービス 短時間	月22回以下の訪問型サービス (独自)が必要とされた者 (事業対象者・要支援2)		1 5 2 円
初回加算	初回時、適切かつ質の高い サービス提供の為の労力 評価		2 0 0 円
緊急時訪問 介護加算	利用者やその家族から要請を 受けてケアマネジャーとの調整 にて緊急に対応した場合		1 0 0 円

※緑樹苑居宅サービス事業所は、介護職員処遇改善加算（I）として所定単位数に **24.5%** が加算されます

7 事業者は利用者からの援助中止（キャンセル）の事前連絡がなかった場合などに、訪問介護員が利用者宅へ伺った際は取り消し料が発生します。但し利用者の体調不良など正当な時由がある場合はこの限りではありません。

時間	キャンセル料
サービス利用日の前日に連絡があった時	無料
サービス利用日の前日までに連絡がなかった時	利用料自己負担料金の 50%

8 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 渡久地 一
 電話番号 098-933-3280

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

下記の専用窓口でも受け付けています。

沖縄市役所 介護保険課 管理係
 (住所) 沖縄市仲宗根町26番1号
 (電話番号) 098-939-1212
 沖縄県国民健康保険団体連合会
 (住所) 那覇市泉崎1丁目2番1号
 (電話番号) 098-860-9026

9 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者： (管理者) 渡久地 一

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

10 業務継続に向けた取り組みの強化について

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。（年1回以上）

(2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1

緊急時等における対応方法

- (1) 訪問介護員は、第1号訪問事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- (3) 事業所は、利用者に対する第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (4) サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

1 2 職場におけるハラスメント

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業制限が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所のハラスメント（パワハラ、セクハラ、カスハラ等）防止マニュアルについては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（管理職・職員向け）研修のための手引きに基づいて対応します。

主治医	病院名及び所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

令和 年 月 日

第1号訪問事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

緑樹苑指定居宅サービス事業所

説明者職員名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、令和 年 月
日からの第1号訪問事業サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

印

家族氏名

印 繩柄（ ）